

昨年度、魚沼基幹病院主催の特定行為研修を修了しました。第3病棟の金子大朗と申します。特定行為がまだあまり認知されていませんので、まずはその説明をさせてください。

「特定行為研修とは」

昨今の日本では医師不足が問題となっております。今後高齢化が進むにあたってはさらに加速することが予測されます。そこで厚労省は、通常医師が行う一部の医療行為について、包括的指示の下看護師が行うという「タスクシフト」を推進しております。それにより、医師の業務量の軽減、迅速な医療の提供、在宅では受診回数の軽減などの効果が期待されます。しかしながら看護師が実施するためには質を担保しなくてはなりませんので、特定行為研修が行われるようになりました。今では認定看護師教育にも盛り込まれております。研修では4~12月は共通科目として研修生全員が病態生理、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、疾病病態概論、医療安全を学び、その後は各自が選択した区分ごとに臨地実習を行います。私は1~2月の期間で「精神および神経症状に係る薬剤投与関連」を選択し、抗精神病薬・抗不安薬・抗けいれん薬の臨時投与を修了しております。

「研修での体験」

共通科目では動画、Zoom演習、対面演習と組み合わせて学びます。演習では毎回症例が提示され、検討内容を講師からフィードバックしてもらいます。通常業務をこなしながらでしたので、移動時間や休みの日をうまく使いながら進めました。高齢化に伴い精神科でも身体合併症が増えていきますので、精神科以外の疾患を網羅的・体系的に学ぶ機会はとても貴重でした。身体診察などは今でも看護実践に生かしています。区分別科目では魚沼基幹病院の精神科、神経内科、ER、ACUで計15症例を経験しました。経験した症例はレポートにして主科の医師に添削・評価をしてもらいます。いつ連絡が入るか分からないPHSを所持して待機するというのは非常に緊張感がありました。精神科の特定行為では、これまでの患者背景、症状の推移、治療全体の流れを踏まえ、医師の治療意図を的確に汲み取りながら薬剤選択をするという思考を学ぶことができました。出張許可をしていただいた当院と、出張を支えてくださった病棟スタッフに深く感謝しております。

「今後の実践」

当院ではまだ特定行為が実践できる基盤がありませんので、まずは入院患者様の身体管理、病棟向けの学習会などで還元していきます。当病棟は職種の垣根を越えて患者に医療を提供するという意味で「超職種」という言葉を大切にしておりますが、そういう意味では特定行為は医師と協働するのにとても良い学習になるかと思えます。興味を持たれた方がいましたらとてもうれしく思います。

